

岡山の保安林と林地開発規制

令和5年3月

岡山県農林水産部治山課

保安林・林地開発制度の変遷（年表）

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
1652	承応元年	熊沢蕃山の建策により岡山市郊外、龍ノ口山に植林	
1655	明暦元年	備前藩、赤坂、津島、御津のはげ山に対し、藩費をもって治山事業を行う。	
1869	明治2	各藩々籍を奉還……藩有の山林はすべて官林（国有林）となる。	
1871	4	官林規制を出す。	
1876	9	官林調査仮条例を制定……官林のうち、国土保全のため禁伐とすべき森林の種類及び測量・造林並びに禁伐の方法を規定する。	・「禁伐林」の名称がこのとき初めて用いられる。
1882	15	太政官布達……民有林のうち国土保全に関係あるものの伐木停止及び伐採許可制を布達。宇野圓三郎治水建言書を県令高崎五六に呈す。宇野圓三郎県庁入り、明治40年まで治山事業を担当する。	・「伐木停止林」
1883	16	県会において砂防工施行規則を制定する。	
1887	20	民有林のうち水源かん養、土砂扨止、風潮除、類雪止のごとき国土保全に関係ある個所の実態調査を実施する。	・明治30年の保安林配備の資料となる。
1897	30	<p>森林法の制定……保安林制度を中心とした森林の各種公益の保全を目的とした内容である。</p> <p>〔主要条文〕</p> <p>第8条 森林ニシテ左ニ列記スル個所ニアルモノハ保安林ニ編入スルコトヲ得。</p> <p>(1) 土砂崩壊流出ノ防備ニ必要ナル箇所</p> <p>(2) 飛砂ノ防備ニ必要ナル箇所</p> <p>(3) 水害、風害、潮害ノ防備ニ必要ナル箇所</p> <p>(4) 類雪、墜石ノ危険ヲ防止スルニ必要ナル箇所</p> <p>(5) 水源ノ涵養ニ必要ナル箇所</p> <p>(6) 魚付ニ必要ナル箇所</p> <p>(7) 航行ノ目標ニ必要ナル箇所</p> <p>(8) 公衆ノ衛生ニ必要ナル箇所</p> <p>(9) 社寺、各所又ハ旧跡ノ風致ニ必要ナル箇所</p> <p>第19条 保安林ニ於テハ皆伐及開墾ヲ為スコトヲ得ス。</p> <p>第30条 従来ノ禁伐林、風致林又ハ伐木停止林ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ保安林トシ其ノ森林ニ対スル従来ノ制限ハ仍其ノ効力ヲ有ス。</p> <p>第58条 此ノ法律ハ明治31年1月1日ヨリ施行ス。</p>	<p>・保安林制度が確立される。</p> <p>全国の保安林 ……58.9万町歩 (全森林の3%)</p> <p>県林 …… 1.5万町歩</p> <p>地方森林会の議決を経なければ、保安林の編入解除はできない。(国有林、御料林を除く。)</p>
1907	40	森林法の改正……保安林内制限拡大、編入解除の手続の変更、木竹の区分、禁伐林造林の補償並びに保安林に関する皆伐停止、保安林買上げの廃止。	・戦前における保安林制度が確立される。

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
1911	明治44	森林法の一部改正……民有林に対する保安林の編入又は不編入の処分を行う権限が知事に委任される。	・解除については従来どおり大臣権限である。
	大正中期 ～昭和20	森林監吏を配置して施業の監督に当たる。	
	大正10 ～昭和 7	保安林に造林するものに対し、単独県費による補助金（補助率30%）を交付する。	
1939	昭和14	森林法の一部改正……保安林の条章は全く変更なし（営林の監督と森林組合のみ）	大正元年の保安林面積 全国……114.7万町歩 県……4.0万町歩
1944	19	戦時における特別措置……保安林の編入解除その他保安林に関する権限の大部分が地方長官に移譲された。 （昭和23年に廃止……旧に復する。）	
1949	24	水源林造成事業の創設→32年官行造林に切替え→36年森林開発公団造林（現行）	
1951	26	森林法の一部改正……保安林の指定対象が森林に限定される。 〔保安林に関する主な改正点〕 ① 土砂打止林が土砂流出防備林と土砂崩壊防備林に区分された。 ② 水源かん養林、土砂流出防備林及び土砂崩壊防備林の指定解除は大臣が行ない、その他は知事に委任された。 ③ 干害防備林、防雪林、防霧林、防火林の4種類の保安林が追加された。 ④ 指定・解除の手続きについて、聴聞会制度が設けられた。 ⑤ 直接の損害補償から通常の損失補償になった。 ⑥ 公衆衛生林を保健保安林とし、風致林を各所又は旧跡の風致のためと指定目的の限定がされた。（社寺が除外された。） ⑦ 特定樹種の植栽の義務付けが新設された。 ⑧ 保安施設地区制度が新設された。 水源林造成事業始まる。	・現行の保安林制度が確立される。 ・保安施設地区制度の創設（治山事業に法的根拠ができる。）
1953	28	治山治水基本対策要綱の閣議決定	
1954	29	保安林整備臨時措置法の制定→39年に一部改正→49年に一部改正→59年に一部改正→平成6年に一部改正 ・第1期保安林整備計画（29～38） ……防災保安林の整備等 ・第2期保安林整備計画（39～48） ……水源かん養林の拡大整備等 ・第3期保安林整備計画（49～58） ……保健保安林の整備及び指定施業要件の見直し等	保安林面積の推移 28年度末 全国251.8万ha 県 8.3万ha 38年度末 全国407.7万ha 県 12.4万ha 48年度末 全国696.6万ha 県 14.5万ha

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
1954	昭和29	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期保安林整備計画（59～平成5） ……きめ細やかな保安林の整備 特定保安林の指定等 ・第5期保安林整備計画（6～15） ……保安林の質的充実 	58年度末 全国834.3万ha 県 15.0万ha 平成5年度末 全国897.7万ha 県 15.5万ha
1960	35	治山治水緊急措置法が制定され、保安林改良事業が実施される。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1次治山事業5ヵ年計画（35～39） ・第2次治山事業5ヵ年計画（40～44） ・第3次治山事業5ヵ年計画（43～47） ・第4次治山事業5ヵ年計画（47～51） ・第5次治山事業5ヵ年計画（52～56） ・第6次治山事業5ヵ年計画（57～62） ・第7次治山事業5ヵ年計画（62～H3） ・第8次治山事業5ヵ年計画（H4～H8） ・第9次治山事業7ヵ年計画（H9～H15） 	
1961	36	公団分収造林が実施される。	
1962	37	森林法の一部改正……普通林の伐採許可制を廃止（届出制に） 保安林制度の整備拡充を行う。 ① 保安林の制限を下草、落葉、落枝の採取を追加。 ② 指定施業要件で植栽の業務の明確化……違反者には造林命令を出す。 ③ 保安林・保安施設地区の標識設置を大臣又は知事の義務とした。 ④保安林保護員制度の創設	
1964	39	保安林整備臨時措置法の一部を改正、同法の10ヵ年延長が決まる。	
1967	42	保安林指定施業要件変更事務、分筆測量事務が開始される。	
1968	43	省令改正、保安林立木伐採届出制度が実施される。	
1974	49	保安林整備臨時措置法の一部改正、同法10ヵ年延長が決まる。 森林法の一部改正……普通林の開発行為の許可制 （1haを超えるもの）の創設	保安林保護員 →森林保護巡視員
1984	59	保安林整備臨時措置法の一部改正、同法10ヵ年延長が決まる。 特定保安林制度が創設。	
1985	60	森林法施行規則の一部改正、保安林の解除事務の迅速化及び簡素化が図られる。	

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
1989	平成元	「森林の保護機能の増進に関する特別措置法」の制定。 〔目的〕・・・公衆の保健の用に供することが、相当と認められる森林の保健機能の増進を図るための特別の措置を講ずることにより、森林資源の総合的な利用を促進し、もって林業地域の振興と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。	
1990	2	保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについての一部改正、保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定、開発行為の許可基準の運用細則についての一部改正。 ・保安林における土地の形状変更の許可の適用範囲並びに保安林の転用解除に係る基準等及び保安林以外の森林における開発行為の許可に係る基準等を明確化、適正化する。	
1994	6	保安林整備臨時措置法の一部改正、同法10ヵ年延長が決まる。	
1997	9	保安林制度発足100周年	
1999	11	森林法の一部改正・・・保安林内の間伐に係る伐採許可制を届出制に簡素化。	
2000	12	森林法の一部改正・・・地方分権一括法による改正。 ・民有林の1～3号保安林（需要流域を除く。）に係る指定・解除、指定施業要件の変更の権限が都道府県に移譲（法定受託事務）された。 ・機関委任事務が廃止され、事務区分が法定受託事務と自治事務に見直された。 ・自治事務に伴い、保安林及び林地開発許可制度の要綱及び要領を制定した。	
2002	14	森林法施行令等の一部改正・・・保安林指定施業要件の基準が改正され、択伐率・間伐率等が緩和された。	
2003	15	森林法の一部改正・・・保安林（人工林）の択伐に係る伐採許可制が届出制に簡素化された。	
2004	16	森林法の一部改正・・・特定保安林制度の恒久化・拡充がなされた。 保安林整備臨時措置法が平成15年度をもって失効した。	
2005	17	国と地方の税財政改革（三位一体改革）により、保安林管理事業に係る補助金が税源移譲された。	
2007	19	保安林内間伐届の受理事務等の次の5事務を全市町村に移譲。 ①非常災害時の立竹木の伐採等届の受理(法第34条第9項) ②保安林内択伐届（人工林に限る）の受理(法第34条の2第1項) ③択伐届の変更命令(法第34条の2第2項) ④保安林内間伐届の受理(法第34条の3第1項) ⑤間伐届の変更命令(法第34条の3第2項)	

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
2008	20	行財政構造改革プランにより森林保護巡視制度を休止 (巡視員22名)	
2009	21	緊急雇用事業により森林保護支援員(17名)を配置 ~H23まで	
2011	23	森林法の一部改正 ・罰金の上限引き上げ 50万円→150万円 ・新たに森林を所有した者は市町村への届出義務 *保安林の場合は、市町村から県へ通知	
2013	25	再エネ法に規定する設備整備計画に基づく保安林内立木伐採許可等の特例 森づくり県民税充当事業によりフォレストレンジャー(9名)を配置 「1項解除における保安林解除の第1級地の例外的な保安林解除のガイドライン」の制定	
2016	28	森林法の一部改正(施行日 平成29年4月1日) ・3年以下の懲役刑の新設 ・罰金の上限引き上げ 150万円→300万円 ※上記、罰則の対象 ①林地開発 無許可開発及び監督処分に違反した者 ②保安林等 違法な土地の形質変更及び監督処分に違反した者 *改正法の施行は平成29年4月1日であることから、改正後の罰則が適用されるのは、29年4月1日以降にした違反行為であり、施行日より前にした違反行為については改正前の罰則が適用される。 *違反行為又は監督処分を行った日が施行日前であったとしても、監督処分に違反した日が施行日以降であれば、改正後の罰則が適用される。	
2019	令和元年	岡山県林地開発許可に関する規則制定 (公布日 令和元年 7月 5日) (施行日 令和元年10月 1日) ・開発行為を行う者に対して必要な手続きを規定 ・森林法で定める許可基準を満たすための土工指針、防災施設や排水施設の設置、残置森林の配置等を規定 *規則の制定に伴い、岡山県林地開発許可制度実施要綱(平成12年3月30日、治第928号)及び岡山県林地開発許可制度事務処理要領(平成12年3月30日、治第919号)廃止	

年 次		制 度 の 沿 革	備 考
西 暦	年 号		
2020	2	<p>岡山県林地開発許可に関する規則一部改正 (公布日 令和2年 4月 3日) (施行日 令和2年 7月 1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水施設等に関する技術基準で、太陽光発電施設を設置する箇所について、流出係数を0.9から1.0までと規定 ・自然保護に関する技術基準で、太陽光発電施設を設置する箇所について、残置・造成森林について規定 	
2022	4	岡山県林地開発許可取消処分事務処理要領制定	
2023	5	<p>森林法施行令、森林法施行規則の一部改正 (施行日 令和5年4月1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地開発における太陽光発電設備の設置を目的とする開発について許可を要する規模が定められた。(0.5ha超) <p>岡山県林地開発許可に関する規則一部改正 (公布日 令和5年 3月 3日) (施行日 令和5年 4月 1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法施行規則と県規則で重複する添付書類を削除 	

保 安 林 関 係

I 保安林制度の沿革

本県における藩制以前の林政については明かではないが、藩制時代から今日の近代的保安林制度に至る過程は、おおよそ次の四期に大別することができる。

1 藩制時代

戦国時代戦乱によって山林は荒廃したので、幕府は山林の保護取締りを図るとともに、土木建築や造船等の用材確保と藩の財政収入を図るため、山林の所有管理の区分を行い厳重な取締りを行った。

即ち、留山や建山は藩有林とし、村山は入会山についてそれぞれ村、部落又は社寺等にその管理運営を任せたものであるが、これらについても伐採制限を行い取締りに努めた。その監督は奉行や代官が行い、住民に自治機関として5人組を組織させて直接の管理に当たらせた。

その内容は、詳細を極め、今日の保安林管理の基礎となった。

即ち、伐採や下草刈取りの禁止又は制限を行い、場所によっては許可制をとっており、また、山林の巡視を行い、動物の被害を防ぎ、必要な箇所には植林を行わせ、そして山崩れに対しては砂留を施工させている。

このように、住民の山林に対する使用収益は大きく禁止され、若しくは制限されたが、寛永年間（西暦1620年代）に至り、5人組制度が法制化され、法令遵守のため住民から手形を取るよう改められた。

一方、正保年間（17世紀の中頃）に至り、各藩は経済の発展を図るため、高瀬船を利用し、用材、薪炭、綿、葉たばこ、藍麻、菜種などの積み出し貿易を始めた。これに伴い焼畑が盛んになりその面積も年とともに拡大したが、その中でも連作の困難なたばこは数年を経ずして土地をかえる必要から、適地を求めて次第に急傾斜地にも開拓が及んだので徳川の末期には莫大な裸地が発生し、それが災害の原因となった。

ちなみに、慶安3年（西暦1650年）から明治元年（西暦1868年）までの218年間の水害の記録をみても42回という驚くべき数字で、その被害の大きさは想像に余りあるものがある。

ここに特筆すべきは、岡山藩では、番頭熊沢蕃山の献策により承応元年（西暦1652年）岡山市龍ノ口山に植林し、さらに明暦元年（西暦1655年）赤坂、津島、御津のはげ山において藩費をもって、山巻工、石巻工（今でいう治山事業）を行い、単に山林の保護取締りだけでなく、国土保全と災害防止のために積極的に造林を行ったことである。

2 明治維新から森林法制定まで

維新による大政奉還に伴い、明治2年6月各藩の領有地はことごとく官有地になったので、建山などは国有林となった。

ついで、明治3年12月、社寺領は現境内を除き上地させて官有とし、翌4年11月には、太政官布達をもって「官林の外勝手に伐採苦しからず」と山林伐採の禁を解かれているが、当時の政治ないし社会不安が原因して、山林伐採が進んだ。

その後、政府財源とするため官林を払い下げたり、所有区分のはっきりしない山林を地所名所区分という名のもとに官林に編入し、それがそのまま払い下げられるなど、林野の所有形態の変化が始まった。

このような払い下げ処分の森林は、商業資本の対象となり、伐採されたり、地主のために開墾されて乱伐に拍車をかけた。

当時の政府は土地制度の確立を急ぐため、山林では官林の確定に重点を置き、民有林にまでは手を染めることができなかったが、15年の太政官布達をもって民有林のうち、国土保安に関係あるものの伐木停止及び伐採許可制を実施することとなった。

また同年、和気郡福田村（現備前市福田）の宇野圓三郎氏は、維新前後からの乱伐により県下の荒廃林地は1万ヘクタールに及びこれが大水害（明治元年から15年にまで3回）を引き起こしていることに鑑み、時の県令高崎五六に「治水建言書」を呈し、これが契機となって本県は全国にさきがけて翌16年「砂防工施工規定」を制定し、県営砂防工事を開始したが、国はこれより30年後に始めている。

明治25年2月から30年2月までの5か年森林法制定に先立ち、県は荒廃のはなはだしい公有林13万ヘクタールが災害発生の原因になっていることに着目して、県令で国土保安林規則を布達し、全国にさきがけて39,632ヘクタールを保安林に指定することとした。

3 森林法の制定から昭和26年の全面改正まで

明治30年森林法が制定され、保安林制度も確立したが、本県の森林は、地質及び気象の特異性により荒廃しやすいため積極的に保安林の配備と監督に努め、大正中期から昭和20年まで森林監吏（身分は岡山県書記）を各出先事務所に1名ずつ配置して、保安林地業の監督に当たらせていた。これは全国でも本県だけの施策であった。

一方、保安林の保安機能の向上を図るため大正10年から昭和7年まで保安林に造林するものに対して、単県費による補助金（補助率30%）を交付していることも特筆される。

このような、保安林の適正な管理と明治16年以降の治山事業の鋭意施行の結果、山林の緑化は進み、従来のような大水害がなくなりはしたが、治山治水の重要性を更に県民に意識させるため、昭和6年7月28日の付け岡山県論告第1号でおそらく全国でもその例がないと思われる「森林愛護」の論告が発せられた。

第2次大戦後の保安林は、戦時中の強制伐採、戦後の復興用材の供給及び未墾地買収などにより乱伐され、加えて社会的な混乱期であったため、その管理も十分行われなかった。

その結果、災害が頻発し、国民生活に重大なる影響を与えたので、保安林を整備して、これを適正に配置するため、国は昭和23年から5か年の計画期間で保安林配備調査事業を行った。

しかし、戦後の復興途上で諸般の情勢から十分な成果を収めることができなかったため、再び昭和27年度から第2次5か年計画を樹立して引き続きこの事業を実施した。

県は前記計画に基づき荒廃のはなはだしい流域の上流水源地帯に重点をおいて実施した結果、昭和29年3月末日現在で21,115ヘクタールを配備し、民有保安林は既設のものと合わせ82,550ヘクタールの面積に達した。

4 保安林整備臨時措置法の制定から現在まで

昭和28年に九州地方を襲った台風により大水害が発生し、再び保安林の整備強化の必要性を生じ、昭和29年に保安林整備臨時措置法（10年の時限法）が制定され、国は、この法律に基づき流域保全を重点とする第1期保安林整備計画を樹立した。

県は、この計画により、私有保安林の目標面積を103,671ヘクタールと定め指定調査を行った結果、保安林面積は20,645ヘクタール増加し、103,195ヘクタールとなりおおむね所期の目標を達成した。

しかし、その後における水需要の急速な増加と、林地の荒廃による災害を未然に防止して国土保安の万全を期するため、昭和39年に保安林整備臨時措置法の一部が改正され、同法の有効期限が10か年延長されたので、国は第2期保安林整備計画を樹立し、保安林を拡大強化することとした。

県はこの計画により昭和40年から5か年計画で目標面積を16,000ヘクタールとし、指定調査を行い、最終目標面積139,572ヘクタールに対し144,824ヘクタールが指定され、目標面積を5,252ヘクタール上回る整備計画を完了した。

昭和35年に治山治水緊急措置法が制定され、それに基づき、治山事業10か年計画を閣議で決定し、その一環として、この制度により保安林改良事業が開始され、さらに昭和48年度から保安林の保育事業（下刈）が開始され量質両面にわたり充実が図られることとなった。

しかしながら、（1）近年の都市化の進展の中で、森林の有する生活環境の保全及びレクリエーション機能に対する国民の要請が強くなっていること。（2）人口・産業の集中等に伴い、一部地域においては水需要のひっ迫のおそれがあること。（3）最近の国土開発の進展に伴って、集中豪雨等による山地災害の発生が増加するおそれがあること等の問題が続出した。これらに対処するため昭和49年4月に保安林整備臨時措置法の一部が改正され、これに基づく第3期保安林整備計画を樹立し、保健保安林の指定の拡大、指定施業要件の整備などを図ることとした。同整備計画は昭和58年度をもって完了し、10か年間に保健保安林を中心に12,849ヘクタールを指定する等、その計画目標をほぼ達成した。

保安林整備臨時措置法は、その後昭和59年3月に一部改正され、同法の有効期限が再び10か年延長された。これに基づき、昭和59年度から第4期保安林整備計画を樹立し、依然として多発する激甚な災害、都市化の進展等に伴う新たな保全対象の増加に対する保安林の配備を進めるとともに、指定の目的に即して機能していない保安林について機能の回復、強化を図るため特定保安林の指定を進めてきた。保安林整備臨時措置法はさらに平成6年3月に一部改正され、有効期限が再び10か年延長された。これに基づき、平成6年度から第5期保安林整備計画を樹立し、保安林を巡る諸情勢の変化に対処するために保安林の質的充実を図ることとした。同整備計画は平成15年度をもって完了し、10か年間に4,648ヘクタールを指定する等、その計画目標をほぼ達成した。

平成16年3月に森林法が一部改正され、特定保安林の恒久化・拡充がなされた。

平成17年度保安林管理事業に係る補助金が、国と地方の税財政改革（三位一体改革）により、税源移譲された。

平成23年4月に森林法が一部改正され、平成24年4月以降に新たに森林の土地所有者と

なった者は、市町村長への事後届出が必要になった。

平成28年5月に森林法が一部改正され、違法な森林の土地の開発に係る罰則（法第206条）が改正された（「150万円以下の罰金」を「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に強化）。

II 保安林整備計画の概要

1 岡山県における保安林整備計画の概要（実面積）

(1) 第1期保安林整備計画(S29～38)

(単位:ha)

保安林整備計画の 目 標 面 積	昭和28年度末 保安林面積	保 安 林 配 備 の 実 績		達成率 %
		昭和29～38年度 保安林増加面積	昭和38年度末 保安林面積	
103,671	82,550	20,645	103,195	100

(民有林のみ)

(2) 第2期保安林整備計画 (S39～48)

(単位:ha)

保安林整備計画の 目 標 面 積	昭和38年度末 保安林面積	保 安 林 配 備 の 実 績		達成率 %
		昭和39～48年度 保安林増加面積	昭和48年度末 保安林面積	
139,572	123,703	21,121	144,824	104

(国有林含む)

(3) 第3期保安林整備計画 (S49～58)

(単位:ha)

保安林整備計画の 目 標 面 積	昭和48年度末 保安林面積	保 安 林 配 備 の 実 績		達成率 %
		昭和49～58年度 保安林増加面積	昭和58年度末 保安林面積	
161,654	144,824	5,083	149,907	93

(国有林含む)

(4) 第4期保安林整備計画 (S59～H5)

(単位:ha)

保安林整備計画の 目 標 面 積	昭和58年度末 保安林面積	保 安 林 配 備 の 実 績		達成率 %
		昭和59～平成5年度 保安林増加面積	平成5年度末 保安林面積	
154,035	149,907	4,866	154,773	100

(国有林含む)

(5) 第5期保安林整備計画 (H6～H15)

(単位:ha)

保安林整備計画の 目 標 面 積	平成5年度末 保安林面積	保 安 林 配 備 の 実 績		達成率 %
		平成6～15年度 保安林増加面積	平成15年度末 保安林面積	
163,108	154,773	4,648	159,421	98

(国有林含む)

2 全国における保安林整備計画の概要（延べ面積）

(1) 第1期保安林整備計画（S29～S38）

（単位：千ha）

区分	保安林整備計画の目標面積	昭和28年度末保安林面積	保安林配備の実績		達成率 %
			昭和29～38年度保安林増加面積	昭和38年度末保安林面積	
民有林	1,442	886	1,063	1,949	135
国有林	2,616	1,632	496	2,128	81
計	4,058	2,518	1,559	4,077	100

(2) 第2期保安林整備計画（S39～S48）

（単位：千ha）

区分	保安林整備計画の目標面積	昭和38年度末保安林面積	保安林配備の実績		達成率 %
			昭和39～48年度保安林増加面積	昭和48年度末保安林面積	
民有林	3,443	1,949	1,647	3,596	104
国有林	3,219	2,128	1,242	3,370	105
計	6,662	4,077	2,889	6,966	105

(3) 第3期保安林整備計画（S49～S58）

（単位：千ha）

区分	保安林整備計画の目標面積	昭和48年度末保安林面積	保安林配備の実績		達成率 %
			昭和49～58年度保安林増加面積	昭和58年度末保安林面積	
民有林	4,038	3,596	549	4,145	102
国有林	4,193	3,370	828	4,198	100
計	8,231	6,966	1,377	8,343	101

(4) 第4期保安林整備計画 (S59~H5)

(単位：千ha)

区分	保安林整備計画 の目標面積	昭和58年度末 保安林面積	保安林配備の実績		達成率 %
			昭和59~平成5年度 保安林増加面積	平成5年度末 保安林面積	
民有林	4,332	4,145	163	4,309	99
国有林	4,629	4,198	469	4,667	101
計	8,961	8,343	632	8,977	100

注) 四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

(5) 第5期保安林整備計画 (H6~H15)

(単位：千ha)

区分	保安林整備計画 の目標面積	平成5年度末 保安林面積	保安林配備の実績		達成率 %
			平成6~15年度 保安林増加面積	平成15年度末 保安林面積	
民有林	5,476	4,309	1,331	5,640	103
国有林	5,330	4,667	580	5,247	98
計	10,806	8,977	1,910	10,887	101

注) 四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

*保安林整備臨時措置法が平成15年度をもって失効したことに伴い、保安林整備計画も終了した。

岡山県保安林現況表

令和4年3月末現在

区分	国有林		民有林		民有林		民有林面積(D)	
	箇所数	面積 ha	箇所数	筆数	森林所有者数 人	面積 ha	箇所数	面積 ha
水源かん養保安林	266	31,186	4,307	43,955	52,076	90,494	4,573	121,680
土砂流出防備保安林	16	1,529	(5)	(104)	(151)	(824)	(5)	(824)
土砂崩壊防備保安林	7	255	212	713	618	45,342	5,017	46,871
1～3号小計	289	32,970	9,520	(104)	(151)	(824)	(5)	(824)
飛砂防備保安林								
防風保安林	1	15	15	38	53	19	16	34
水害防備保安林			4	148	115	21	4	21
潮害防備保安林			7	29	26	41	7	41
干害防備保安林	1	18	12	137	26	103	13	121
防雪防備保安林								
防霧保安林								
雪崩防止保安林			44	91	122	143	44	143
落石防止保安林	4	74	188	536	447	336	192	410
防火保安林			(8)	(58)	(26)	(17)	(8)	(17)
魚つき保安林	2	911	(6)	(25)	(39)	8	(6)	(87)
航行目標保安林			150	785	923	657	152	1,568
保健保安林	(10)	(2,046)	1	2	1	1	1	1
風致保安林	3	48	(70)	(893)	(2,461)	(9,922)	(80)	(11,969)
	4	199	71	572	558	1,639	74	1,687
	4	199	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
	(10)	(2,046)	3	49	100	82	7	281
4号以下小計	15	1,265	(86)	(978)	(2,528)	(10,028)	(96)	(12,075)
合計	304	(2,046)	501	2,436	2,438	3,050	516	4,315
			(91)	(1,082)	(2,679)	(10,852)	(101)	(12,899)
			10,021	99,764	110,437	139,238	10,325	173,473

注) () 内は、兼種保安林。裸書きは実面積、裸書きに () 書きを加えると延面積となる。
 ※県土面積は令和5年の「全国道府県市区町村別面積調」(国土地理院技術資料)による。
 森林面積は、令和4年3月31日現在の「岡山県の森林資源(R5.3)」(林政課作成)による。
 保安林面積は、令和4年3月31日現在(治山課資料)単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

岡山県保安林の指定の目的及び種類別面積

(面積は、令和4年3月31日現在 単位：ha)

森林法 第25条 第1項	保安林の種類	保安林の指定の目的 (期待する森林の機能)	所有区分別保安林面積			実 対 比 (%)	備 考	
			国 有 林	民 有 林	合 計			
1号	水源涵養保安林	樹木及び地表植生等により、降雨、融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の理水機能(洪水ピークの平準化、濁水の緩和)の維持増進を図り、洪水の防止及び水資源の確保に資する。	31,186	90,494	121,680	70.1	農 林 水 産 大 臣 重 要 民 有 林 以 外 の 流 域 の 及 び 重 要 の 民 有 林 要 の 都 道 府 県 知 事 保 安 施 設 事 業 実 施 対 象 保 安 林	
2号	土砂流出防備保安林	林木及び地表植生等の雨滴の衝撃、地表水の流下による表土の浸食及び土砂の流出を防止する。	1,529	(824) 45,342	(824) 46,871	27.0		
3号	土砂崩壊防備保安林	林木の根系による土壌等の緊縛固定作用により林地の崩壊を防止し、家屋、農地、道路その他の公共施設を守る。	255	352	607	0.3		
4号	1～3号保安林計			32,970	136,188	169,159		97.5
	④	飛砂防備保安林	海岸砂地を被覆することにより飛砂の発生を防止し、後背地の農地、家屋等を守る。	—	—	—		—
	⑤	防風保安林	樹林帯により風速を緩和し、強風による被害を防止する。	15	19	34		0.0
5号	⑥	水害防備保安林	樹林帯による洪水エネルギーの減殺及び流木、流石等の阻止に寄る水害の防止、軽減を図る。	—	21	21		0.0
	⑦	潮害防備保安林	0	41	41	0.0		
	⑧	干害防備保安林	灌漑用ため池等の局所的な水源の保全、確保に資する。	18	103	121		0.1
6号	⑨	防雪保安林	飛雪、吹きだまり等の害を防止する。	—	—	—		—
	⑩	防霧保安林	樹林帯による海霧の内陸部への移動の阻止及び霧粒の捕捉作用により、農作物の被害を防止する。	—	—	—		—
	⑪	雪崩防止保安林	なだれの発生を防止し、又は発生したなだれによる被害を防止、軽減する。	—	143	143		0.1
7号	⑫	落石防止保安林	林材の根系により土石等を緊縛固定し、樹幹等により石礫の転落を阻止、軽減する。	74	336	410		0.2
	⑬	防火保安林	耐火樹帯を形成し、森林火災の延焼を防止する。	—	(17) 8	(17) 8		0.0
8号	⑭	魚つき保安林	水面への森林の陰影の投影、養分の供給、水質の汚濁防止等により魚類の棲殖に資する。	911	(87) 657	(87) 1,568		0.9
9号	⑮	航行目標保安林	沿岸航行漁船等の目標となって航行の安全を確保する。	—	1	1		0.0
10号	⑯	保健保安林	(2,046)	(9,922)	(11,969)	1.0		
			48	1,687	1,687	0.2		
11号	⑰	風致保安林	199	(2) 82	(2) 281	2.5		
			1,265	3,050	4,315	100.0		
4号以下保安林計			34,235	139,238	173,473	107.4		
実 面 積			36,281	150,090	186,371	107.4		

(注) () 内は、兼種保安林。裸書きは() 書きを加えると延面積となる。 単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

市町村別保安林面積（国有林・民有林、実面積）

（令和4年3月31日現在 単位：ha）

県民局等	市町村名	水涵	土流	土崩	防風	水害	潮害	干害	雪崩	落石	防火	魚つき	航行	保健	風致	計
備前	岡山市	5,506	7,279	65		9		31		69		8		237	145	13,350
	玉野市	239	2,437	1	14						3	25		54		2,773
	瀬戸内市	563	1,511	19	2							331	1	18		2,445
東備	吉備中央町	2,869	1,530											30		4,429
	備前市	4,818	5,569	15			41			5		871		43	10	11,372
	赤磐市	1,404	2,529	6				13		1				166		4,118
備中	和気町	1,962	2,880	148						9				71		5,070
	倉敷市	776	1,932	9				8				149		8	1	2,883
	総社市	516	5,291	1		6				7	3			2		5,827
井笠	早島町	2	34	1												37
	笠岡市	144	1,491	3	2						2	179		2	6	1,829
	井原市	772	2,152	10				12		2				60		3,009
高梁	浅口市	359	988	3				18				5				1,372
	里庄町	25	210											1		236
	矢掛町	386	2,476	72										43		2,977
新見	高梁市	4,046	2,444	131		6				168				289	1	7,084
	新見市	25,293	896	80				3	89	117				20	57	26,556
	津山市	13,583	1,357	1				2		2				53		14,998
美作	鏡野町	17,453	383	9				21	21					174		18,061
	久米南町	517	75											8	2	602
	美咲町	1,619	411	1										30		2,062
真庭	真庭市	23,192	1,085	23	1			7	31	30				268	59	24,696
	新庄村	2,666	66											104		2,836
	美作市	7,721	1,395	7				6						7		9,135
勝英	勝中央町	257	64													321
	奈義町	2,241	171	2	15											2,429
	西粟倉村	2,750	212						2							2,965
計		121,680	46,871	607	34	21	41	121	143	410	8	1,568	1	1,687	281	173,473

注）単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

市町村別保安林面積（国有林、実面積）

（令和4年3月31日現在 単位：ha）

県民局等	市町村名	水涵	土流	土崩	防風	水害	潮害	干害	雪崩	落石	防火	魚つき	航行	保健	風致	計
備前	岡山市	1,371	116	52						68				28	142	1,777
	玉野市															
	瀬戸内市	46	57													103
東備	吉備中央町	1,078														1,078
	備前市	521	624									827		2		1,974
	赤磐市	106	371													477
	和気町	1,106	152													1,258
備中	倉敷市											84				84
	総社市	41														41
	早島町															
井笠	笠岡市	52														52
	井原市															
	浅口市		35					18								52
	里庄町		△ 5													(5)
	矢掛町			72												72
高梁	高梁市	666	98	102						5				18		890
	新見市	8,689	82	29						1					57	8,858
美作	津山市	3,494														3,494
	鏡野町	4,383														4,383
	久米南町	87														87
真庭	美咲町	698														698
	真庭市	6,617														6,617
	新庄村	330														330
	美作市	1,110														1,110
勝英	勝央町															
	奈義町	778			15											793
	西栗倉村	12														12
計		31,186	1,529	255	15			18		74		911		48	199	34,235

注) 単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

市町村別保安林面積（民有林、実面積）

（令和4年3月31日現在 単位：ha）

県民局等	市町村名	水涵	土流	土崩	防風	水害	潮害	干害	雪崩	落石	防火	魚つき	航行	保健	風致	計
備前	岡山市	4,135	7,164	13		9		31		1		8		209	3	11,573
	玉野市	239	2,437	1	14						3	25		54		2,773
	瀬戸内市	517	1,454	19	2							331	1	18		2,342
東備	吉備中央町	1,791	1,530											30		3,351
	備前市	4,296	4,945	15			41			5		44		41	10	9,398
	赤磐市	1,298	2,158	6				13		1				166		3,640
	和気町	857	2,728	148						9				71		3,813
備中	倉敷市	776	1,932	9				8				65		8	1	2,799
	総社市	475	5,291	1		6				7	3			2		5,785
	早島町	2	34	1												37
	笠岡市	92	1,491	3	2							179		2	6	1,777
井笠	井原市	772	2,152	10				12		2				60		3,009
	浅口市	359	954	3								5				1,320
	里庄町	25	214											1		240
	矢掛町	386	2,476											43		2,905
高梁	高梁市	3,380	2,345	29		6				163				271	1	6,195
	新見市	16,604	815	51				3	89	116				20		17,698
美作	津山市	10,089	1,357	1				2		2				53		11,504
	鏡野町	13,070	383	9				21	21					174		13,678
	久米南町	430	75											8	2	515
真庭	美咲町	922	411	1										30		1,364
	真庭市	16,576	1,085	23	1			7	31	30				268	59	18,079
	新庄村	2,336	66											104		2,506
勝英	美作市	6,611	1,395	7				6						7		8,025
	勝央町	257	64													321
	奈義町	1,463	171	2												1,636
西粟倉村	西粟倉村	2,738	212						2							2,952
	計	90,494	45,342	352	19	21	41	103	143	336	8	657	1	1,639	82	139,238

注）単位未満の四捨五入の関係で計は整合しない場合がある。

○流域別保安林面積

流域名	流域合計			重要流域			重要流域以外		
	国有林	民有林	合計	国有林	民有林	合計	国有林	民有林	合計
	(単位:ha)	(単位:ha)	(単位:ha)	(単位:ha)	(単位:ha)	(単位:ha)	(単位:ha)	(単位:ha)	(単位:ha)
水源かん養保安林	31,185.7847 (0.0000)	90,494.3526 (824.0000)	121,680.1373 (824.0000)	31,139.6011 (0.0000)	87,428.0904 (584.0000)	118,567.6915 (584.0000)	46.1836 (0.0000)	3,066.2622 (240.0000)	3,112.4458 (240.0000)
土砂流出防備保安林	1,529.1225 (0.0000)	45,342.0901 (0.0000)	46,871.2126 (0.0000)	933.7737 (0.0000)	29,485.1021 (0.0000)	30,418.8758 (0.0000)	595.3488 (0.0000)	15,856.9880 (0.0000)	16,452.3368 (0.0000)
土砂崩壊防備保安林	255.2962 (0.0000)	352.0000 (0.0000)	607.2962 (0.0000)	255.2962 (0.0000)	316.0000 (0.0000)	571.2962 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	36.0000 (0.0000)	36.0000 (0.0000)
1～3号小計	3,297.02034 (0.0000)	1,361,888.4427 (824.0000)	1,691,558.6461 (824.0000)	3,232,877.10 (0.0000)	1,172,291.925 (0.0000)	1,495,557.8635 (584.0000)	641.5324 (0.0000)	1,895,925.02 (240.0000)	19,600.7826 (240.0000)
飛砂防備保安林	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
防風保安林	15.0000 (0.0000)	19.0000 (0.0000)	34.0000 (0.0000)	15.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)	16.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	18.0000 (0.0000)	18.0000 (0.0000)
水害防備保安林	0.0000 (0.0000)	21.0000 (0.0000)	21.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	21.0000 (0.0000)	21.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
潮害防備保安林	0.0000 (0.0000)	41.0000 (0.0000)	41.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	41.0000 (0.0000)	41.0000 (0.0000)
干害防備保安林	17.5872 (0.0000)	103.0000 (0.0000)	120.5872 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	95.0000 (0.0000)	95.0000 (0.0000)	17.5872 (0.0000)	8.0000 (0.0000)	25.5872 (0.0000)
防雪保安林	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
防霧保安林	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
なだれ防止保安林	0.0000 (0.0000)	143.0000 (0.0000)	143.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	143.0000 (0.0000)	143.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)
落石防止保安林	74.2826 (0.0000)	335.7004 (17.0000)	409.9830 (17.0000)	74.2826 (0.0000)	335.7004 (5.0000)	409.9830 (5.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (12.0000)	0.0000 (12.0000)
防火保安林	0.0000 (0.0000)	8.0000 (87.0000)	8.0000 (87.0000)	0.0000 (0.0000)	5.0000 (0.0000)	5.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	3.0000 (87.0000)	3.0000 (87.0000)
魚つき保安林	911.0221 (0.0000)	656.8965 (0.0000)	1,567.9186 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	17.0000 (0.0000)	17.0000 (0.0000)	911.0221 (0.0000)	639.8965 (0.0000)	1,550.9186 (0.0000)
航行目標保安林	0.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	0.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)	1.0000 (0.0000)
保健保安林	2,046.3665 (0.0000)	9,922.1394 (11,968.5059)	11,968.5059 (11,968.5059)	1,020.1838 (1,020.1838)	7,977.9801 (7,977.9801)	8,998.1639 (8,998.1639)	1,026.1827 (1,026.1827)	1,944.1593 (1,944.1593)	2,970.3420 (2,970.3420)
風致保安林	47.8497 (0.0000)	1,638.9721 (2.0000)	1,686.8218 (2.0000)	46.2366 (0.0000)	1,412.9801 (0.0000)	1,459.2167 (0.0000)	1.6131 (0.0000)	225.9920 (2.0000)	227.6051 (2.0000)
4号以下小計	199.3376 (2,046.3665)	82.0000 (10,028.1394)	281.3376 (12,074.5059)	199.3376 (1,020.1838)	69.0000 (7,982.9801)	268.3376 (9,003.1639)	0.0000 (1,026.1827)	13.0000 (2,045.1593)	13.0000 (3,071.3420)
合計	1,265.0792 (2,046.3665)	3,049.5690 (10,852.1394)	4,314.6482 (12,898.5059)	334.8568 (1,020.1838)	2,099.6805 (8,566.9801)	2,434.5373 (9,587.1639)	930.2224 (1,026.1827)	949.8885 (2,285.1593)	1,880.1109 (3,311.3420)
	34,235.2826 (0.0000)	139,238.0117 (0.0000)	173,473.2943 (0.0000)	32,663.5278 (0.0000)	119,328.8730 (0.0000)	151,992.4008 (0.0000)	1,571.7548 (0.0000)	19,909.1387 (0.0000)	21,480.8933 (0.0000)

○流域別保安林面積

(単位: ha)

流域名	吉井川		旭川		高梁川		芦田川		合計
	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	
水源かん養保安林	11,007.6299	39,675.9068 (40,000)	10,641.3138	26,041.5662 (141,000)	9,490.6574	21,589.6174 (398,000)	31,080.2748	121,000 (5,000)	121,000 (5,000)
土砂流出防備保安林	741.6262	12,673.0548 (0,000)	12.1153	6,318.5485 (0,000)	180.0322	10,232.5937 (0,000)	10,412.6259	260,9051 (0,000)	260,9051 (0,000)
土砂崩壊防備保安林	123.7648 (0,000)	191,000 (40,000)		35,000 (141,000)	131.5314 (0,000)	90,000 (398,000)	221.5314 (398,000)		0,000 (5,000)
1～3号小計	11,873.0209	52,539.9616 (40,000)	10,653.4291 (0,000)	32,395.1147 (141,000)	9,802.2210 (0,000)	31,912.2111 (398,000)	41,714.4321 (398,000)	0,000 (5,000)	381,9051 (5,000)
飛砂防備保安林									
防風保安林	15,000			1,000					
水害防備保安林		1,000		8,000		12,000			
潮害防備保安林									
干害防備保安林		42,000		29,000		24,000			
防雪保安林									
防霧保安林									
なだれ防止保安林		23,000		31,000		89,000			
落石防止保安林		17,000	68,0086	28,9575	6,2740	289,7429 (5,000)	296,0169 (5,000)		0,000 (0,000)
防火保安林									
魚つき保安林				5,000		12,000			
航行目標保安林									
保健保安林	(486.0202)	(3,686.9801) 533.9801	(441.6419) 28,0137	(1,569,000) 484,000	(92,5217) 18,2229	(2,679,000) 352,000	(2,771,5217) 370,2229	(43,000) 43,000	(43,000) 43,000
風致保安林			142,4456	60,000	56,8920	9,000	65,8920		
4号以下小計	(486.0202)	(3,686.9801) (4,173,000)	(441.6419) (4,173,000)	(1,569,000) (1,569,000)	(92,5217) (2,010,6419)	(2,684,000) (2,776,5217)	(2,776,5217) (2,776,5217)	(0,000) (43,000)	(43,000) (43,000)
合計	11,888.0209	53,156.9417 (3,726,9801)	65,044.9626 (4,213,000)	33,042.0722 (1,710,000)	9,883.6099 (92,5217)	32,704.9540 (3,082,000)	42,588.5639 (3,174,5217)	0,000 (0,000)	424,9051 (48,000)

○流域別保安林面積

(単位: ha)

流域名	兵庫県境～吉井川		旭川～高梁川		高梁川～広島県境		児島地区	
	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林
水源かん養保安林	46.1836	971.0000		853.9586		605.0000		636.3036
土砂流出防備保安林	565.3465	(164.0000)		(5.0000)		(0.0000)		(71.0000)
土砂崩壊防備保安林		3,728.6605		6,010.9219	30.0023	2,881.9381		3,235.4675
		17.0000		4.0000		(0.0000)		(0.0000)
1～3号小計	(0.0000)	(164.0000)	(0.0000)	(5.0000)	(0.0000)	(0.0000)	(0.0000)	(71.0000)
飛砂防備保安林	611.5301	4,716.6605	0.0000	6,868.8805	30.0023	3,492.9381	0.0000	3,880.7711
防風保安林		2.0000				1.0000		15.0000
水害防備保安林								
潮害防備保安林		41.0000						
干害防備保安林		(0.0000)						
				8.0000	17.5872			
防雪保安林		(0.0000)		(0.0000)				
防霧保安林		(0.0000)		(0.0000)				
なだれ防止保安林		(0.0000)		(0.0000)				
落石防止保安林		(0.0000)		(0.0000)				
防火保安林		(2.0000)				(5.0000)		(5.0000)
魚つき保安林	827.4339	381.8965				(64.0000)	83.5882	(23.0000)
航行目標保安林		1.0000				181.0000		77.0000
保健保安林	(942.6225)	(385.0000)		(52.0000)		(330.0000)	(83.5602)	(1,177.1593)
風致保安林	1.6131			167.0000		2.0000		56.9920
		9.0000		(1.0000)		(1.0000)		(0.0000)
4号以下小計	(942.6225)	(387.0000)	(0.0000)	(53.0000)	(0.0000)	(400.0000)	(83.5602)	(1,288.7195)
	829.0470	434.8965	0.0000	175.0000	17.5872	188.0000	83.5882	235.5802
	(942.6225)	(551.0000)	(0.0000)	(58.0000)	(0.0000)	(400.0000)	(83.5602)	(1,359.7195)
合計	1,440.5771	5,151.5570	0.0000	7,043.8805	47.5895	3,680.9381	83.5882	4,116.3513

○所管省庁別国有保安林面積

(単位:ha)

区分	林野庁	計	農林水産省(林野 庁を除く)	内閣府	宮内庁	財務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	環境省	防衛省	その他の省庁	その他の省庁 所管計	合計
水源かん養保安林	31,039.7847	31,039.7847									146.0000	146.0000	146.0000	31,185.7847
土砂流出防備保安林	1,533.5154	1,533.5154				0.1419			-4.5348				-4.3929	1,529.1225
土砂崩壊防備保安林	255.2962	255.2962											0.0000	255.2962
1～3号小計	32,828.5963	32,828.5963	0.0000	0.0000	0.0000	0.1419	0.0000	0.0000	-4.5348	0.0000	146.0000	141.6071	141.6071	32,970.2034
飛砂防備保安林		0.0000	0.0000										0.0000	0.0000
防風保安林		0.0000											0.0000	0.0000
水害防備保安林		0.0000									15.0000		15.0000	15.0000
潮害防備保安林		0.0000											0.0000	0.0000
干害防備保安林	17.5872	17.5872											0.0000	17.5872
防雪保安林		0.0000											0.0000	0.0000
防霧保安林		0.0000											0.0000	0.0000
なだれ防止保安林		0.0000											0.0000	0.0000
落石防止保安林	74.2826	74.2826											0.0000	74.2826
防火保安林		0.0000											0.0000	0.0000
魚つき保安林	911.0221	911.0221											0.0000	911.0221
航行目標保安林		0.0000											0.0000	0.0000
保健保安林	(2,046.3665)	(2,046.3665)											0.0000	(2,046.3665)
風致保安林	47.8497	47.8497											0.0000	47.8497
4号以下小計	(2,046.3665)	(2,046.3665)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	(2,046.3665)
合計	34,078.6755	34,078.6755	0.0000	0.0000	0.0000	0.1419	0.0000	0.0000	-4.5348	0.0000	161.0000	156.6071	156.6071	34,235.2826

○所有区分別民有保安林面積

(単位:ha)

区分	公有					私有			合計
	都道府県有	市町村有	財産区有	その他	小計	共有	共有以外	小計	
水源かん養保安林	1,370.4982	25,765.0085 (79.0000)	7,491.2199 (11.0000)	1,617.0000	36,243.7266 (90.0000)	13,449.4818	40,801.1442 (734.0000)	54,250.6260 (734.0000)	90,494.3526 (824.0000)
土砂流出防備保安林	41.5309	6,839.1572	2,215.4184	483.9177	9,580.0242	6,303.3848	29,458.6811	35,762.0659	45,342.0901
土砂崩壊防備保安林		32.0000	1.0000	25.0000	(0.0000)	16.0000	278.0000	(0.0000)	(0.0000)
1～3号小計	(0.0000)	(79.0000)	(11.0000)	(0.0000)	(90.0000)	(0.0000)	(734.0000)	(734.0000)	(824.0000)
1,412.0291	9,707.6383	2,125.9177	45,881.7508	19,768.8666	70,537.8253				136,188.4427
飛砂防備保安林					(0.0000)			(0.0000)	(0.0000)
防風保安林		2.0000			(0.0000)		17.0000	(0.0000)	(0.0000)
水害防備保安林			2.0000		(0.0000)		19.0000	(0.0000)	(0.0000)
潮害防備保安林		21.0000			(0.0000)		20.0000	(0.0000)	(0.0000)
干害防備保安林	4.0000	14.0000			(0.0000)	12.0000	73.0000	(0.0000)	(0.0000)
防雪保安林					(0.0000)			(0.0000)	(0.0000)
防霧保安林					(0.0000)			(0.0000)	(0.0000)
なだれ防止保安林		45.0000			(0.0000)	8.0000	90.0000	(0.0000)	(0.0000)
落石防止保安林		9.0000			(0.0000)	1.0000	325.7004	(0.0000)	(0.0000)
防火保安林		(10.0000)	(4.0000)		(14.0000)	(1.0000)	(2.0000)	(3.0000)	(17.0000)
魚つき保安林		(87.0000)	8.0000	3.0000	(87.0000)		562.0000	(0.0000)	(87.0000)
航行目標保安林		1.0000			(0.0000)			(0.0000)	(0.0000)
保健保安林	(2,017.9801)	(3,632.7791)	(1,204.0000)	(593.0000)	(7,447.7592)	(761.0000)	(1,713.3802)	(2,474.3802)	(9,922.1394)
風致保安林	(35.9801)	(896.0000)	(13.0000)	(77.0000)	(1,021.9801)	(283.0000)	(333.9920)	(616.9920)	(1,638.9721)
4号以下小計	(2,017.9801)	(3,729.7791)	(1,208.0000)	(593.0000)	(7,548.7592)	(762.0000)	(1,717.3802)	(2,479.3802)	(10,028.1394)
合計	1,452.0092	33,709.0622	9,733.6383	2,211.9177	47,106.6274	20,109.8666	72,021.5177	92,131.3843	139,238.0117

○保安林面積増減表

区分	前年の 3月31日 現在面積		増加面積						減少面積						差引 増減	当年の 3月31日 現在面積				
	国有林	民有林	指定		その他		国有林	民有林	計	国有林	民有林	解除		計			国有林	民有林	計	
			国有林	民有林	国有林	民有林						国有林	民有林							
水源かん養保安林	121,455.7885	(824.0000)	248,8125	0.9800	0.0000	0.0000	0.9800	248,8125	0.9800	(0.0000)	248,8125	249,7925	0.0000	25,4437	25,4437	0.0000	25,4437	224,3488	121,680,1373	
土砂流出防備保安林	46,674.0757	(824.0000)	230,4661	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	230,4661	0.0000	0.0000	230,4661	230,4661	4,5348	1,7944	4,5348	1,7944	6,3292	224,1369	46,871,2126	
土砂崩壊防備保安林	607,2982	(824.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	607,2982	(0.0000)
1～3号小計	168,710,1604	(824.0000)	479,2786	0.9800	0.0000	0.0000	0.9800	479,2786	0.9800	0.0000	479,2786	480,2586	6,3292	1,7944	4,5348	1,7944	29,9785	448,4857	169,158,6461	
飛砂防備保安林	0.0000	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	(0.0000)
防風保安林	34,0000	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
水害防備保安林	21,0000	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
潮害防備保安林	41,0000	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
干害防備保安林	120,5872	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
防雪保安林	0.0000	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
防霧保安林	0.0000	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
なだれ防止保安林	143,0000	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
善石防止保安林	409,9830	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
防火保安林	8,0000	(17,0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
魚つき保安林	67,0000	(87,0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
航行目標保安林	1,0000	(0.0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
保健保安林	1,686,8218	(11,968,5059)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
風致保安林	281,3376	(2,0000)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
4号以下小計	12,074,5059	(12,074,5059)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
合計	173,024,8086	(12,898,5059)	479,2786	0.9800	0.0000	0.0000	0.9800	479,2786	0.9800	0.0000	479,2786	480,2586	6,3292	1,7944	4,5348	1,7944	29,9785	448,4857	173,473,2943	

保安林面積の推移

1 保安林面積 実面積

単位: ha

年度	保安林面積 国有林		保安林面積 民有林		保安林面積 計	
	面積	増減面積	面積	増減面積	面積	増減面積
H10	27,252		130,157		157,409	
H11	27,222	-30	130,250	93	157,472	63
H12	27,211	-11	130,777	527	157,988	516
H13	27,173	-38	131,706	929	158,879	891
H14	27,188	15	131,749	43	158,937	58
H15	27,147	-41	132,274	525	159,421	484
H16	27,085	-62	133,299	1,025	160,384	963
H17	27,113	28	133,562	263	160,675	291
H18	27,762	649	134,386	824	162,148	1,473
H19	31,221	3,459	134,652	266	165,873	3,725
H20	33,059	1,838	135,097	445	168,156	2,283
H21	33,772	713	135,400	303	169,172	1,016
H22	34,230	458	135,764	364	169,994	822
H23	34,319	89	136,465	701	170,784	790
H24	34,319	0	136,859	394	171,178	394
H25	34,319	0	137,141	282	171,460	282
H26	34,332	13	137,346	205	171,678	218
H27	34,314	-18	137,862	516	172,176	498
H28	34,325	11	138,040	178	172,365	189
H29	34,348	23	138,192	152	172,540	175
H30	34,345	-3	138,239	47	172,584	44
R元	34,344	-1	138,571	332	172,915	331
R2	34,264	-80	138,761	190	173,025	110
R3	34,235	-29	139,238	477	173,473	448

2 保安林率の推移

単位: ha

年度	森林面積 国有林		森林面積 民有林		森林面積 計	
	面積	保安林率	面積	保安林率	面積	保安林率
H10	38,432	70.9%	446,392	29.2%	484,824	32.5%
H11	38,432	70.8%	446,114	29.2%	484,546	32.5%
H12	38,375	70.9%	445,965	29.3%	484,340	32.6%
H13	39,059	69.6%	445,953	29.5%	485,012	32.8%
H14	38,440	70.7%	446,011	29.5%	484,451	32.8%
H15	38,503	70.5%	446,053	29.7%	484,556	32.9%
H16	37,862	71.5%	446,639	29.8%	484,501	33.1%
H17	37,594	72.1%	446,495	29.9%	484,089	33.2%
H18	37,594	73.8%	446,346	30.1%	483,940	33.5%
H19	37,567	83.1%	446,350	30.2%	483,917	34.3%
H20	37,524	88.1%	446,355	30.3%	483,879	34.8%
H21	37,524	90.0%	446,349	30.3%	483,873	35.0%
H22	37,524	91.2%	446,402	30.4%	483,926	35.1%
H23	37,469	91.6%	446,446	30.6%	483,915	35.3%
H24	37,387	91.8%	446,375	30.7%	483,762	35.4%
H25	37,379	91.8%	446,356	30.7%	483,735	35.4%
H26	37,379	91.8%	446,348	30.8%	483,727	35.5%
H27	37,391	91.8%	445,974	30.9%	483,366	35.6%
H28	37,373	91.8%	448,522	30.8%	485,896	35.5%
H29	37,373	91.9%	448,336	30.8%	485,709	35.5%
H30	37,373	91.9%	448,143	30.8%	485,516	35.5%
R元	37,373	91.9%	447,718	31.0%	485,091	35.6%
R2	37,195	92.1%	447,372	31.0%	484,568	35.7%
R3	37,178	92.1%	447,255	31.1%	484,433	35.8%

保安林面積の推移

3 保安林指定面積の推移 民有林

年度	指定面積	解除面積	備考
S45	1,583	236	
S46	1,756	445	
S47	1,025	248	
S48	155	41	S39～48第2期保安林整備計画
S49	573	94	S49～58第3期保安林整備計画
S50	674	39	
S51	362	152	
S52	538	41	
S53	681	34	
S54	730	63	
S55	519	217	
S56	663	54	
S57	1,298	54	
S58	1,207	132	
S59	690	102	S59～H5第4期保安林整備計画
S60	827	74	
S61	420	141	
S62	491	60	
S63	998	129	
H1	254	100	
H2	547	118	
H3	507	22	
H4	477	64	
H5	699	116	
H6	433	45	H6～H15第5期保安林整備計画
H7	725	152	
H8	623	55	
H9	356	73	
H10	688	40	
H11	188	71	
H12	535	25	
H13	951	22	
H14	57	14	
H15	486	2	
H16	990	22	保安林整備計画終了
H17	272	10	
H18	522	9	
H19	420	2	
H20	447	2	
H21	307	4	
H22	369	4	
H23	702	1	
H24	399	6	
H25	291	10	
H26	221	3	
H27	516	1	
H28	197	19	
H29	157	6	
H30	50	2	
R元	338	7	
R2	193	3	
R3	479	2	

R3 保安林指定・解除

局、 地域事 務所	市町村名	指 定			解 除				
		国有林	民有林	計	国有林	民有林 1項	民有林 2項	計	解除理由
備前	岡山市					0.0094		0.0094	・1項 施業制限の解除(1)
	玉野市					0.7241	0.5433	1.2674	・1項 森林復旧困難(1) ・2項 道路(1)
	瀬戸内市								
	吉備中央町								
東備	備前市		144.1745	144.1745					
	赤磐市								
	和気町								
備中	倉敷市		2.9472	2.9472		0.0090	0.0189	0.0279	・1項 森林復旧困難(1) ・2項 土地改良(1)
	総社市								
	早島町								
井笠	笠岡市								
	井原市						0.0949	0.0949	その他(1)
	浅口市								
	里庄町				4.5348		0.2131	4.7479	・2項 道路(4)
	矢掛町						0.1817	0.1817	・2項 道路(1)
高梁	高梁市		22.7309	22.7309					
新見	新見市		40.3377	40.3377					
美作	津山市		8.2285	8.2285					
	鏡野町		198.1228	198.1228					
	久米南町								
	美咲町								
真庭	真庭市		23.6297	23.6297					
	新庄村		7.2422	7.2422					
勝英	美作市		7.6233	7.6233					
	勝央町								
	奈義町								
	西粟倉村		24.2418	24.2418					
計		479.2786	479.2786	4.5348	0.7425	1.0519	6.3292		

- ※1 「解除」の「国有林」は、解除に係る国道工事にあって、民有林を用地買収したもので、統計上(他様式)では民有林扱いとしている。
 2 解除理由の()は件数。
 3 解除面積は実面積で、兼種の解除面積は含まない。

林地開發許可關係

I 林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の目的

(1) 経済社会の発展に伴って国民の森林に対する期待と関心は急速に高まり、木材生産機能とあわせて、①森林の災害防止機能、②森林の水資源確保の機能、③緑の樹林による環境の保全機能等、公益的機能の発揮が強く要請されているが、一方では宅地造成、レクリエーション施設の建設等の増大に伴い森林の利用開発が進み、その開発のあり方が問題になってきた。

このような情勢に対処して、その期待される経済的機能及び公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、昭和49年度から開発行為の許可制が導入された。

(2) この制度は、保安林以外の森林であってもそれが国民生活の安定と地域社会の健全な発展に少なからぬ役割を有していることに鑑み、これらの森林において開発行為を行うにあたっては、これらの森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、またそれが開発行為を行うものの当然の責務であるという観点から規制を行うものであり、保安林制度との連携を図りつつ森林の土地の適正な利用を確保することを目的としている。

2 許可制の対象となる森林

森林法に基づいて知事が立てた地域森林計画の対象となっている民有林（公有林を含む）であるが、このうち法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象から除外される。（法第10条の2第1項）

3 規制の対象となる開発行為

知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である（法第10条の2第1項）「政令で定める規模」は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては、道路（路肩部分及び屈曲部又は退避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が3メートルを超えるものであり、その他の行為にあつては、土地の面積が1ヘクタールを超えるもの（令和4年度の政令改正により、令和5年4月1日から太陽光発電設備の設置を目的とする行為については0.5ヘクタール）である。

4 林地開発許可担当事務の所管

昭和49年の制度創設時には、治山課保安林係の所管となった。

その後、行政改革により、昭和56年度から昭和62年度までの7年間は、林政課森林保全

係の所管となった。

さらに、昭和63年度からはリゾート開発等の大規模な開発に対し、保安林制度との連携を一層図り、適切に対応するため、再び治山課保安林係が組織され、所管することとなった。

なお、手続の迅速化を図るため、平成9年度から、開発行為に係る土地の面積が5ヘクタール未満のものについて、また、平成11年度から、10ヘクタール未満のものについて、地方振興局が申請の処理をすべて行うこととなった。

平成17年度から県民局制度が施行されたことに伴い、従来、地方振興局で行っていた許可事務を県民局、支局において、また平成21年度からは、県民局、地域事務所（真庭・勝英除く）において行うこととなった。

平成25年度から、新見市からの要望により許可事務等を権限移譲した。

II 林地開発許可制度の実施状況

1. 許可（新規）

（単位：件，ha）

開発行為の目的	S49～H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R元		R2		R3		計			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
工場、事業場用地の造成	77	321 (491)	2	7 (13)			1	3 (4)	3	9 (22)	5	22 (33)	2	6 (7)	8	83 (137)	9	226 (413)	6	108 (156)			10	64 (98)	8	80 (169)	1	1	2	4	134 (1,551)	933
住宅用地の造成	43	334 (492)																												43	334 (492)	
別荘地の造成	4	7 (18)																												4	7 (18)	
ゴルフ場の設置	33	1,421 (3,445)																												33	1,421 (3,445)	
レジャー施設の設置	25	97 (230)																												25	97 (230)	
農用地の造成	25	150 (266)	1	5 (7)								1	2 (2)														1	1	28	158 (277)		
土石の採掘	78	276 (557)	3	6 (7)											2	6 (9)	4	12 (16)	4	4 (4)	1	5 (12)	1	3 (5)	1	3 (5)	10	10 (18)	91	322 (628)		
道路の新設又は改築	3	6 (12)																											3	6 (12)		
その他	35	110 (201)	1	8 (22)																									36	118 (223)		
計	323	2,722 (5,712)	7	26 (49)	0	0	1	3 (4)	3 (22)	9 (22)	5	22 (33)	3 (10)	7 (10)	10 (146)	13 (429)	7 (160)	112 (160)	11 (110)	69 (169)	8 (9)	3 (23)	5 (9)	8 (169)	14 (23)	10 (18)	367 (6,876)	3,395 (6,876)				

注) 1 面積欄は、開発行為に係る森林面積、() は対象森林面積

2 本表は新規許可分であり、変更分は含まない。

II 林地開発許可制度の実施状況

2. 許可(変更)

(単位: 件, ha)

開発行為の目的	H15~H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R元		R2		R3		計											
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積										
工場、事業場用地の造成	4	3 (5)	1	1 (1)	2	1 (0)					2	5 (-7)	1	0 (0)	5	23 (18)	2	2	2	1	1	0	0	1	1	4	4	4	5	2	2	4	4	2	2	5	5	28	43 (27)	
住宅用地の造成	3	0 (0)																																					3	0 (0)
別荘地の造成	0	0 (0)																																					0	0 (0)
ゴルフ場の設置	0	0 (0)																																					0	0 (0)
レジャー施設の設置	0	0 (0)																																					0	0 (0)
農用地の造成	3	3 (4)			1	0 (0)																																	4	3 (4)
土石の採掘	29	34 (42)	6	19 (21)	5	4 (5)	4	2 (0)	7	3 (29)	2	3 (3)	3	13 (32)	3	10 (8)	4	4	3	3	4	3	3	3	4	4	2	0	0	9	2	0	0	0	0	3	17	76	129 (171)	
道路の新設又は改築	0	0 (0)																																					0	0 (0)
その他	3	▲ 70 (0)																2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	▲ 68 (1)		
計	42	▲ 30 (51)	7	20 (22)	8	5 (5)	2	7 (0)	3	14 (29)	4	8 (▲ 4)	4	13 (32)	8	33 (26)	8	8	5	6	▲ 2 (▲ 1)	7	▲ 2 (2)	7	10 (▲ 1)	6	4	5	22 (34)	4	4	5	6	7	10 (▲ 1)	7	▲ 2 (2)	117	107 (204)	

注) 1 面積欄は、開発行為に係る森林面積の差引増減分、() は対象森林面積の差引増減分

